

新座市内部統制に関する基本方針

市民のニーズが複雑化・多様化する中、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供し、事務の適正な執行を確保するため、内部統制の強化を図っていく必要があります。

そこで本市では、内部統制体制に関する方針を次のように定めます。

1 内部統制の目的

(1) 法令等の遵守（コンプライアンス）

法令遵守による適正な事務の執行、服務規律確保の徹底、情報の適正管理などコンプライアンスの推進に向け組織的に取り組みます。

(2) 業務の効率的かつ効果的な遂行

事務事業ごとの業務プロセスの明確化及びチェック機能の充実を図り、業務の有効性及び効率性の確保に努めます。

(3) 財務報告等の信頼性の確保

財務会計事務などの業務プロセスにおいて、ルールの適正な運用に努め、財務報告等の信頼性を確保します。

(4) 資産の保全

市が保有する資産の把握及び管理を適正に行い、有効かつ効率的な利活用や処分等を推進します。

2 事務執行におけるリスクの管理

内部統制の目的を達成し、事務の執行に伴い発生するリスクを未然に防止するため、リスクを把握・評価し、対応策を講じるなど、リスク管理に組織的に取り組みます。

3 内部統制の対象となる事務

財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の全て）を内部統制の対象事務とします。

令和元年6月17日

新座市長 並 木 傑